

議案第 144 号

伊賀市駐車場条例の一部改正について

伊賀市駐車場条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和元年 12 月 2 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市駐車場条例の一部を改正する条例

伊賀市駐車場条例（平成 16 年伊賀市条例第 211 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 6 条関係）

名称	種別	区分	単位	金額
市営白鳳門駐車場	1 日駐車	バス	1 回	1,500 円
市営上野公園第 1 駐車場		マイクロバス	1 回	1,200 円
市営上野公園第 2 駐車場		普通自動車 小型自動車 軽自動車	1 回	600 円
市営上野公園第 3 駐車場		二輪車	1 回	200 円
市営だんじり会館駐車場				
市営城北駐車場	1 日駐車	バス	1 回	1,000 円
市営伊賀上野駅駐車場		マイクロバス		
		普通自動車 小型自動車	1 回	500 円

		軽自動車		
		二輪車	1回	200円
市営新堂駅駐車場 市営柘植駅駐車場	1日駐車	普通自動車 小型自動車	1回	300円
	月極め駐車	軽自動車	1か月	3,000円
市営島ヶ原駐車場	1日駐車	普通自動車 小型自動車 軽自動車	1回	300円
		二輪車	1回	200円
		自転車	1回	100円
	月極め駐車	普通自動車 小型自動車	1か月	3,000円
		軽自動車	1か月	2,500円
		二輪車	1か月	800円
市営佐那具駅駐車場	1日駐車	普通自動車 小型自動車 軽自動車	1回	400円
		普通自動車 小型自動車	1か月	4,000円
		軽自動車	1か月	3,500円

備考

- 「バス」とは、道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号。以下「省令」という。)別表第1に規定する普通自動車のうち人の運送の用に供するもので乗車定員が30人以上のものをいう。
- 「マイクロバス」とは、省令別表第1に規定する普通自動車のうち人の運送の用に供するもので乗車定員が11人以上29人以下のものをいう。
- 「普通自動車」とは、省令別表第1に規定する普通自動車のうち貨物の運送の用に供するもの及び人の運送の用に供するもので乗車定員が11人以上のものを除い

たものをいう。

4 「小型自動車」とは、省令別表第1に規定する小型自動車のうち二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）を除いたものをいう。

5 「軽自動車」とは、省令別表第1に規定する軽自動車のうち二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）を除いたものをいう。

6 「二輪車」とは、省令別表第1に規定する小型自動車及び軽自動車のうち二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）であるもの並びに道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第3項に規定する原動機付自転車をいう。

7 「自転車」とは、道路交通法第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。